改正後

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基準財政需要額の算定方法（第五条―第十七条）
第三章　基準財政収入額の算定方法
第一節　都道府県分（第十八条―第三十条）
第二節　市町村分（第三十一条―第四十一条）
第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例（第四十二条―第四十四条）
第四節　補則（第四十五条）
第四章　錯誤にかかる措置（第四十六条・第四十六条の二）
第五章　合併市町村の特例（第四十七条―第五十条）
第六章　雑則
第一節　廃置分合又は境界変更があつた場合の措置（第五十一条―第五十三条）
第二節　大規模な災害があつた場合の特例（第五十四条）
第三節　意見の聴取（第五十五条）
附則

第一章　総則

（普通交付税の算定に関する資料）

第三条　［略］

［2　略］

3　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～五　略］

六　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金

［七　略］

八　昭和六十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

［4　略］

第二章　基準財政需要額の算定方法

（測定単位の数値の算定方法）

第五条　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種	測定単位の数値の算定方法	表示単位

改正前

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基準財政需要額の算定方法（第五条―第十七条）
第三章　基準財政収入額の算定方法
第一節　都道府県分（第十八条―第三十条）
第二節　市町村分（第三十一条―第四十一条）
第三節　低開発地域工業開発促進法等による特例（第四十二条―第四十四条）
第四節　補則（第四十五条）
第四章　錯誤にかかる措置（第四十六条・第四十六条の二）
第五章　合併市町村の特例（第四十七条―第五十条）
第六章　雑則
第一節　廃置分合又は境界変更があつた場合の措置（第五十一条―第五十三条）
第二節　大規模な災害があつた場合の特例（第五十四条）
第三節　意見の聴取（第五十五条）
附則

第一章　総則

（普通交付税の算定に関する資料）

第三条　［同上］

［2　同上］

3　地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかなければならない。

［一～五　同上］

六　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金

［七　同上］

八　昭和六十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

［4　同上］

第二章　基準財政需要額の算定方法

（測定単位の数値の算定方法）

第五条　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種	測定単位の数値の算定方法	表示単位